

ひたちなか市教育委員会会議録

平成31年 第6回 ひたちなか市教育委員会 3月臨時会 会議録					
平成31年3月26日		開会 午後2時		閉会 午後3時10分	
○場 所	第3分庁舎 防災会議室1				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子	委 員 石川 拓也
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			福地 佳子	出席
	参事兼総務課長			井上 亨	出席
	参事（教育担当）			橋本 清文	欠席
	参事兼指導課長			檜村 嘉通	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	欠席
	学務課副参事兼保健給食室長			根本 光恵	出席
	学務課係長			風間 剛	出席
	学務課主幹			坂本 圭司	出席
	参事兼青少年課長			堀江 貴美代	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則
総務課主事			及川 茂	出席	
○議 事					
1 議案審議等	協議事項3	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則制定（案）について【公開】			
	協議事項4	ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則制定（案）について【公開】			
	議案第5号	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則制定について【公開】			
	議案第6号	ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第7号	ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第8号	ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第9号	ひたちなか市教育委員会共催及び後援等名義使用取扱要綱の一部を改正する告示制定について【公開】			
	議案第10号	ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について【公開】			
	議案第11号	ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について【公開】			
2 その他	(1)	3月定例市議会における教育委員会関係事項について【公開】			
	(2)	ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			

平成31年第6回ひたちなか市
教育委員会3月臨時会会議録

開会 14:00

教 育 長 (あいさつ, 開会の宣言)

協議事項3 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則制定(案)について

総務課長 協議事項3 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則制定(案)について、ご説明いたします。

こちらは、教育委員会規則ではなく市長部局の規則の改正となります。そのことから、議案ではなく協議事項として、ご意見等を頂戴しようとするものです。

改正理由であります。学校教育法の改正に伴い、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育むことを目的とする4年制課程の専門職大学と、2年制又は3年制課程の専門職短期大学の制度の創設にあわせて、学校教育法の規定に係る文言の整理、例えば、これまで表記してなかった義務教育学校や中等教育学校の位置づけ等の改正を行うものです。

資料に改正概要が記載されておりますが、最後の7「ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用負担額を定める規則」が教育委員会に関する内容でございます。

内容の説明は、学務課にて行います。

学務課風間係長 本規則は1号認定子ども等が特定教育・保育施設において教育を受ける場合における利用者負担額について必要な事項を定めているものです。改正内容につきましては、学校教育法の改正に合わせて、利用者負担額を決定するための規定の中で「小学校」と表記している部分に、義務教育学校の前期課程についての規定を追加しようとするものです。

【質疑、意見等】

特になし

* 協議事項3 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則制定(案)については、全員一致で承認されました。

協議事項4 ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める

規則の一部を改正する規則制定（案）について

学務課坂本主幹　それでは、協議事項4　ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則制定（案）について説明をさせていただきます。

改正内容の1点目として、本規則においては主に私立幼稚園の利用者負担額について定めておきまして、利用者負担額の算定に当たっては、市町村民税が用いられますが、この度税制改正により政令指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されたことから、政令指定都市から本市に転入した者の負担額に不公平が生じないように算定できるよう、都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例に係る規定を追加するものです。

2点目は、未婚のひとり親の寡婦（夫）控除のみなし適用の特例に関する規定を追加し、未婚のひとり親について、地方税法の寡婦（夫）控除が適用されたものとして、利用者負担額を算定できるようにするものです。

また、子ども・子育て支援法施行令の規定を鑑み、幼稚園授業料の多子軽減の対象について、特例保育及び家庭的保育事業者等の利用者を追加しようとするものです。

【質疑、意見等】

特になし

- * 協議事項4　ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則制定（案）については、全員一致で承認されました。

議案第5号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則制定について

総務課長　議案第5号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則制定について、ご説明いたします。

改正理由につきましては、冒頭に説明させていただきました協議事項3と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

資料に改正概要を掲載させていただきましたが、1から4まで全て教育委員会の規則でございますので、こちらは議案としてご審議いただきます。

内容につきましては、それぞれの所管より説明いたします。

学務課風間係長　まず、ひたちなか市入学前就学援助費交付規則の改正内容ですが、今まで「公立の小学校又は中学校（以下「公立学校等」という。）」としていた規定を、市内の公立学校等、市外の公立学校等というように適切な文言に整理し、併せて義

義務教育学校や中等教育学校についての規定を追加しようとするものです。

ひたちなか市立幼稚園授業料徴収条例施行規則は市立幼稚園の授業料及び入園手数料の徴収について必要な事項を定めているものです。改正内容につきましては、先ほど協議事項3でご説明した規則と同様の改正でして、規程中の「小学校」の部分に、義務教育学校の前期課程を含む、という規定を追加しようとするものです。

ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則の改正内容につきましては、第9条でひたちなか市立以外の学校、つまり市外の学校へ就学する場合について規定していますが、「小学校又は中学校」という表現の部分で、義務教育学校や中等教育学校についての規定を加えたものに改正しようとするものです。

青少年課長 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の改正内容をご説明いたします。本規則第7条第3項に放課後児童支援員に係る要件を規定していますが、第5号の学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者、という規定に、専門職大学の前期課程を修了した者を含むという規定を追加しようとするものです。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第5号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則制定について、全員一致で承認されました。

議案第6号 ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について

学務課副参事 議案第6号 ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

この規則は、学校教育法第19条の規定による就学援助費の交付について定めておりますが、この度要保護者への就学援助費の国庫補助対象項目として、新たに卒業アルバム代等が追加されたことから、要保護者に対する就学援助費の種類に卒業アルバム代等を追加しようとするものです。また、学校教育法の規定に係る文言の整理を行うとともに、様式中の字句の改正を行おうとするものです。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第6号 ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について、全員一致で承認されました。

議案第7号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について

学務課坂本主幹 議案第7号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

本規則はひたちなか市立幼稚園の授業料を定める規則ですが、先ほど協議事項4にてご説明した、ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則と同内容の改正を行い、都道府県から政令指定都市への税源移譲に伴う特例に係る規定や未婚のひとり親の寡婦（夫）控除のみなし適用の特例に関する規定、幼稚園授業料の多子軽減の対象について、特例保育及び家庭的保育事業者等の利用者を追加するための規定を追加しようとするものです。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第7号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について、全員一致で承認されました。

議案第8号 ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

指導課長 議案第8号 ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成30年6月1日に公布され、平成31年4月1日に施行されます。この改正に伴い、紙の教科書に代えて、いわゆる「デジタル教科書」を使用することが可能となりました。このデジタル教科書を、本市でも授業に使用することができるよう、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」に基づき、本規則中、次の所要の改正を行おうとするものです。

1点目、デジタル教科書は、他の教材とは異なり、「教科書に代えて使用することができる特別な教材」として同ガイドラインに位置付けられていることから、「教科書代替教材」として定義し、取り扱うこととします。

2点目、デジタル教科書は、各学校長が児童生徒の学習の充実等を図るために、

実情に合わせて、使用するかを判断します。同様に障害のある児童生徒に対し、学習の困難さの低減を図るために判断する、とします。

3点目、デジタル教科書は高額であることが多く、保護者の負担が大きいことから、その使用には教育長の承認が必要としました。これは、紙の教科書は、無償提供されますが、デジタル教科書は無償ではなく、購入しなければならないためです。

【質疑、意見等】

教 育 長 デジタル教科書は、どのくらいの金額なのか。

指 導 課 長 教科や学年によって若干差がありますが、おおよそ1教科で2万円台です。ですので、4教科分を購入するとすると、1人当たり8～10万円程度かかるかと思えます。

石 川 委 員 紙の教科書には指導者用の物がありますが、デジタル教科書にもあるのですか。

指 導 課 長 指導者用のデジタル教科書もございます。

石 川 委 員 紙の指導者用教科書は市で購入していたかと思いますが、デジタル教科書を使用する学校が出てくれば、指導者用のデジタル教科書を市で購入する必要が出てくるので、結構な金額になると思えます。

石 田 委 員 デジタル教科書は、紙の教科書に代えて使用することが出来る、という説明がありましたが、デジタル教科書を使用する場合には、紙の教科書は配布しないのですか。

学務課風間係長 紙の教科書は今までどおり配布した上で、デジタル教科書はその代替として使用することが出来る教材、併用することができる教材という扱いとなっております。

* 議案第8号 ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について、全員一致で承認されました。

議案第9号 ひたちなか市教育委員会共催及び後援等名義使用取扱要綱の一部を改正する告示制定について

総 務 課 長 議案第9号 ひたちなか市教育委員会共催及び後援等名義使用取扱要綱の一部を改正する告示制定について、ご説明いたします。

今回の改正は、教育委員会の共催及び後援等の名義使用につきまして、現在の業務の実態に即した内容にするため、表現を分かり易くするための文言の整理。不承認の決定をする様式の追加等、所要の改正を行おうとするものです。

改正箇所を説明させていただきます。

第1条ですが、まず見出しを「目的」から「趣旨」に変更します。また、後援等の種類から「推薦」と「推奨」を削除するものです。これは、「推薦」と「奨励」が市長部局の規定にないため、整合を図るものです。その他は文言の整理です。

第2条につきましては、主に文言の整理ですが、第2項の後段に、教育長が特に認める事業にあっては、各号の要件をすべて満たさなくても後援等を可能とする規定を追加しております。

次に第3条ですが、承認か不承認かを判断するために現在、申請者に添付をお願いしている書類を追加するものです。添付書類については、

- (1) 規約、会則等の後援等を受けようとする団体の概要が分かる書類
- (2) 事業計画書、収支予算書等の後援等を受けて実施しようとする事業の概要が分かる書類
- (3) チラシ、ポスター等の後援等を受けて実施しようとする事業に関する書類
- (4) その他教育長が必要と認める書類

です。これらは、現在も申請時に添付頂いております。

第4条ですが、これまでは、承認の場合も不承認の場合も、同じ決定通知書を使用してきましたが、分かり辛い様式でしたので、決定通知書について承認の場合と不承認の場合を、別々に規定するものです。

第5条は文言の整理です。

第6条ですが、共催又は後援等の取り消しについて、これまでの(1)には、名義を掲載したとき、と名義を乱用したときが併記されておりましたが、それをそれぞれ(1)と(2)に分けました。また、(3)として申請者が許可要件を満たさなくなった場合についての取り消し規定を追加するものです。

第7条につきましては、後援等の終了後に、申請者から提出いただく「事業実績報告書」に参考資料の添付をお願いしようとするものです。

第8条と第9条は文言の整理です。また、条文の改正等に伴い様式の変更がございます。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第9号 ひたちなか市教育委員会共催及び後援等名義使用取扱要綱の一部を改正する告示制定について、全員一致で承認されました。

議案第10号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について

総務課長 議案第10号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について、ご説明いたします。

文化財調査専門委員の設置規則ですが、この文化財調査専門委員は第1条の規定のとおり、市内における文化財の保護、保存を図り、文化財の調査を円滑に進めるために置く者であります。

第4条にありますとおり、専門委員の任期は1年以内となっており、2項では再任することができる規定となっております。

平成31年4月1日から平成32年3月31日を任期とする文化財調査専門委員の名簿を添付しており、委員4人すべて再任です。

まず、川崎 純徳氏は考古学が専門で、市文化財保護審議会の会長でもあります。備考欄に記載のとおり埋蔵文化財発掘調査指導及び市指定文化財候補指定調査をお願いします。

横堀 誠氏は、植物が専門で、多良崎城跡等の森林保護調査をお願いします。

谷津 隆夫氏は刀剣類が専門で、武田氏館展示の刀等の管理指導をお願いします。

平野 伸生氏は文化財全般を専門とし、市の指定文化財候補調査をお願いします。

説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。

【質疑、意見等】

特になし

* 議案第10号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について、全員一致で承認されました。

議案第11号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について

学務課副参事 議案第11号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について、ご説明いたします。

本議案は、平成31年度末でひたちなか市立学校の学校医4名、学校歯科医師2名、学校薬剤師4名の委嘱期間が終了することから、新たに10名の方を委嘱しようとするものです。なお、今回の委嘱につきましては、それぞれひたちなか市医師会、歯科医師会、薬剤師会より推薦をいただいております。

【質疑、意見等】

特になし

* 議案第11号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について、全員一致で承認されました。

その他（1）3月定例会市議会における教育委員会関係事項について

教育次長 3月定例会市議会における教育委員会関係事項について、ご説明いたします。

3月議会におきましては、冒頭、市長が新年度の市政運営方針の表明を行うことを例としており、この「施政方針」に対する質疑として、まず各会派の代表議員による「代表質問」が行われました。

登壇した議員は、ご覧のとおり、ふるさと21の樋之口議員から、公明党議員団の雨澤議員までの5人でございます。

代表質問は、ご覧のとおり共通テーマが多く、重複した内容もございますので、議員ごとではなく、施政方針の政策の柱に沿って、施策ごとにご説明させていただきます。

参考資料として、「平成31年度施政方針」を添付いたしました。この中で、具体的な施策の内容が記載されておりますので、合わせてご参照ください。

I 安全安心な暮らしを守るまちづくり

①学校施設への防犯カメラ設置

施政方針は、6つの政策の柱から構成されておまして、1つめの柱は、「市民の安全安心な暮らしを守るまちづくり」でございます。教育行政に関しましては、学校の安全対策として、防犯カメラ設置事業をあげております。現在未設置の全ての小中学校と幼稚園に、防犯カメラを完備する事業に対しまして、2人の議員からご質問がございました。

まず、1番の樋之口議員からは、スケジュール等についてご質問があり、秋頃までの完了を目指して整備していくことなどをご説明いたしました。

2番の北原議員からは防犯カメラの具体的な内容等についてご質問があり、職員室に設置したモニターで、映像を常時確認できることや、約2週間記録することができることなどをお答えいたしました。

III 子育て世代に選ばれるまちづくり

①放課後学童クラブ

3つめの柱は、「子育て世代に選ばれるまちづくり」でございます。

まず「放課後学童クラブ」につきましては、2番の北原議員から、有料化後の現状、専用校舎の整備、夏休みの昼食提供体制について、また5番の雨澤議員からは、待機児童の状況や、同じく夏休みの昼食提供などについてご質問がございました。

まず保育料有料化後の状況につきましては、昨年10月からの有料化を機に、利用が少ない高学年など一定数の退会があり、入会待ち児童が全て加入することができたことなどをご説明いたしました。来年度は、定員2146名中1747名に利

用承認をしたところでございますが、前渡小については、定員を上回る申請があったことから、来年度から1クラブ増やして待機の解消を図ってまいります。また、学童専用室の整備としましては、堀口小においては、夏頃の供用開始を目指して、リース施設を建設中であること、前渡小と長堀小は、来年度から進めていくことをご説明いたしました。また、夏休み期間中の実費負担による昼食提供につきましては、来年度から新たに取り組むこととしておりますが、具体的には、各学童で希望を受け付け、予め契約した業者に発注して配達してもらう方式を想定していることをご答えいたしました。

②保幼小連携

次に、「保幼小連携」について、2番の北原議員からご質問がございました。本市では、幼稚園教諭1名を「幼児教育アドバイザー」と位置づけるとともに、各幼稚園の「園内リーダー」や、各小学校の「接続コーディネーター」等による取組を進めておりますが、来年度はさらに体制を拡大・充実していくことをご説明いたしました。また、幼児教育施設の「アプローチカリキュラム」と、小学校の「スタートカリキュラム」について、改善を図りながら「接続カリキュラム」としていくことなどについて、教育長からご答弁がございました。

③インクルーシブ教育

次に、「インクルーシブ教育」の取組について、2人の議員からご質問がございました。

まず、1番の樋之口議員からは、その目的等についてご質問があり、教育長から、インクルーシブ教育は、「全ての子どもが地域社会で共に自立した生活を営むことが確保され、積極的に社会参加や社会貢献できる共生社会を目指すために必要とされていると捉えている」とのご答弁がございました。

5番の雨澤議員からは、今後の見通し等についてご質問があり、教育長から、個別の支援計画を、幼、小、中と円滑に引き継ぎ、切れ目のない支援をめざしていくことなどをご答えいたしました。また、学校介助員については、7名増員し57名体制とする予定であることをご説明いたしました。

④統合校の取組

次に統合校の取組に関しましては、2番の北原議員、3番の打越議員、5番の雨澤議員から、それぞれ、進捗状況をはじめとしたご質問がございました。

進捗状況といたしましては、全ての地権者と用地の売買契約が完了し、実施設計についても本年度中に完了する見込であり、来年度建設工事に着手していくことをご説明申しあげました。また、統合校周辺の主要道路の拡幅や歩道の設置工事等に着手するとともに、湊線の新駅については、2020年度の工事に向けて、詳細設計をとりまとめることとしています。

通学の安全対策としては、通学路や湊線の既存駅などについて、安全点検結果

を踏まえた対策を検討していくことなどをお答えいたしました。

学校名につきましては、地域の代表などで構成する「開校準備委員会」を設置し、9月頃を目途に決定していくことを想定しているとお説明いたしました。

また、円滑な開校に向けて、統合対象の学校間で持久走大会の合同実施などを行っており、今後も、宿泊学習や遠足、部活動などに拡大して、児童生徒間の交流を深めていくとともに、統合に向けた具体的な内容を定める実施計画を、秋頃を目途にとりまとめていくことについてご説明いたしました。

4番の鈴木議員からは統合後の現学校の利活用についてご質問があり、引き続き、地元の意向を十分に確認しながら検討していくことにお答えいたしました。

⑤小中学校エアコン設置事業

次に、「小中学校へのエアコン設置事業」につきまして、2番の北原議員、3番の打越議員、5番の雨澤議員から、現在の進捗状況や課題、今後のスケジュールなどのご質問がございました。

まず進捗状況といたしましては、現在設計書が全てできあがり、工事の入札準備を進めております。課題として、需要の集中による工期の遅れなどが懸念されることから、業界の動向等を注視しながら早期の完了を目指してまいりたいとご答弁いたしました。今後、4月上旬までに入札を終え、普通教室を優先して設置していくこととしております。

⑥統合型校務支援システム

次に小中学校への「統合型校務支援システム」の導入につきましては、1番の樋之口議員、2番の北原議員、3番の打越議員、5番の雨沢議員の4人からご質問がございました。

統合型校務支援システムは、成績処理や指導要録の作成など、これまで個別に手作業等で処理していた多岐にわたる校務を統合・管理し、ICTを活用して事務の効率化を図るものでございます。事務処理時間の軽減などに大きな効果が報告されている他市の事例等もご説明しながら、児童生徒に向き合う時間が増えるなど、教育の質の向上にもつながるものであることにお答えいたしました。今後、年内を目途にシステム構築を完了し、来年1月から、システム仮稼動と教職員の操作研修を実施した上で、2020年度からの本稼動を目指しております。

V快適で機能的な住みよいまちづくり

①中央図書館建替え

次に、5つめの柱、「快適で機能的な住みよいまちづくり」におきましては、図書館の事業を位置づけております。中央図書館の建替え事業につきましては、5人全ての議員からご質問がございました。

まず、進捗状況としましては、本年度はアンケートなど市民ニーズの把握を進めるとともに、新図書館で想定するサービス内容や整備方針などを定める「基本

計画」をまとめていることをご説明しました。新中央図書館に導入する機能としては、レファレンスサービスの充実のほか、グループ学習室や、自動貸出・返却を可能とする IC タグシステムなどを検討しており、子どもに遊びと学びを一体的に提供できるような機能や施設との複合化の可能性についても調査を進めてまいります。現在、4箇所の候補地を比較検討し、課題の整理を行っているところであり、完成時期等については見通せない状況にあること、今後、このほかにもふさわしい敷地があれば加えて検討するなど、あらゆる可能性を視野に入れながら、引き続き総合的に検討を進めていくことなどをお答えいたしました。

②那珂湊図書館増築

また、雨澤議員からは、那珂湊図書館についてのご質問があり、利便性向上に向けて、エレベーターや授乳室を設けるとともに、1階、2階それぞれ1部屋程度の面積を増築し、1階には休憩スペースやおはなしの部屋を配置し、2階には学習コーナーや書架を増設することなどをご説明いたしました。

代表質問の概要は以上でございます。

続いて、一般質問につきましては、登壇者3名のうち宇田議員から、教育行政に関するご質問がございました。

まず大項目2として、「義務教育は無償」というお考えのもとに、3項目のご質問がございました。

(1)の「教育に係る費用の保護者負担」のご質問につきましては、経済的に支援が必要な家庭には、就学援助制度により負担軽減がなされていることを申しあげるとともに、今後も学校に対しては、学習効果の高い学用品等を吟味し、保護者負担の軽減を念頭に、選定・採用していくよう指導していくと答弁いたしました。

(2)の就学援助制度につきましては、国の制度拡充に即して対応しているところですが、本市においては、さらに、市単独事業として、要保護に準じる世帯についても対象としていることや、修学旅行費は、国の基準額を超えて実費分の全額を支給していること、また今回単価引上げとなった「新入学学用品費等」については、前倒して適用し、この3月に既に支給を行ったことなどをご説明いたしました。また、就学援助申請時の民生委員の関わりを廃止してほしいという質問に対しましては、生活全般の相談や支援につなぐ役割を担う民生委員が関わる意義についての考えを申しあげました。

次に(3)の、教育に係る保護者負担の軽減につきましては、3点ご質問がございました。

1点目は給食費の無料化に向けて、まずは一部補助などの検討をというご質問でした。本市においては、消費税が8%となった年を除き、給食費は20年間据え置いていることや、低所得世帯などは無料としていることなどをご説明した上で、

今後、給食費や保護者負担のあり方について検討していく旨のご答弁をいたしました。

2点目のランドセルプレゼントのご提案は、昨年の9月議会での教育長のご答弁と同様に、各家庭ではその子に合ったランドセルを選んでおり、経済的支援が必要な家庭には、就学援助費の入学前支給も行っていることから、新入生全員にランドセルをプレゼントする考えはないとお答えいたしました。

3点目は、学校教材のうち小学校低学年で使用する「算数セット」を、保護者購入ではなく、学校の備品としてはどうかというご質問でした。セットではなく、数種類を単品購入している学校もあるなど、対応は様々であり、学校教材は、教育効果や指導方法などの観点から、各学校が実情に応じて選定していることから、算数セットを「一律に学校に備える」ことは考えていないとお答えいたしました。

続いて、大項目3として、新中央図書館に関し、3項目のご質問がございました。

(1)の基本計画などにつきましては、先程の代表質問と同様のご説明をいたしました。

(2)は図書館整備の検討過程に市民参加をとという趣旨でございますが、今後も市民ワークショップの開催などを行っていくことなどをお答えいたしました。

(3)の、新中央図書館の運営方法につきましては、9月議会でも同じご質問があり、前回同様、図書館の担う公的役割などから、基本的には直営で行うものと考えていると申しあげました。

3月定例市議会のご報告は、以上でございます。

【質疑、意見等】

特になし

その他（2）ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について

総務課長　ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

本規則も、当初は今回の教育委員会に議案としてご審議いただこうと考えておりました。しかし、今回の改正内容に奨学金の貸与を受ける際に、貸与を受ける者が市に提出する借用書に添付する印紙税の非課税措置の延長に伴う改正が含まれておりまして、今国会で審議されている平成31年度税制改正法の成立が前提となっております。本日現在、同法の改正の確認が取れていないため、議案ではなく、その他として、ご説明させていただくことになりました。今回予定しております改正内容につきましては、只今説明させていただきました印紙税の非課

税措置に伴う改正の他、奨学金を貸与する際に義務付けております「連帯保証人」と「保証人」についての住所要件の変更や、奨学金の返還猶予の理由に専門職大学院に在学中である者を加えること、更には各様式について、主に汎用性を高めるために一部を変更しようとするものです。

本規則は平成 31 年度税制改正法の成立後、速やかに専決処分とさせていただき、直近の教育委員会で詳しくご報告させていただきたいと考えております。

【質疑、意見等】

特になし

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 15 : 10